

特養あずみの里 業務上過失致死事件裁判で無罪を勝ち取る会ニュース

連絡先〒399-8204 長野県安曇野市豊科高家 5285-11 協立福祉会気付

2018年7月19日 No.16

TEL 0263-71-2300 FAX 0263-73-0788

新署名を広げて下さい 8月末までに20万筆を達成しよう

新署名 18万7103筆

※9月以降も新署名は引き続き取り組みます

旧署名 19万6505筆 合計 38万3608筆 (7/19現在の到達)

裁判闘争カンパのご協力をお願いします

振込先 長野銀行 本店 普通 8828733 無罪を勝ち取る会

「長野県民医連号外」を活用して裁判の不当性を学び広げよう

「長野県民医連号外」は勝ち取る会事務局へお問い合わせ下さい

☆7月2日の川嶋みどり氏が弁護側の証人として法廷で証言されたのを最後に、公判での証拠調べが終わり、判決までの日程が明らかになりました。

10/1(月) 検察の論告(求刑)、12/17(月) 弁護側の最終弁論

2019年3月までに判決の見通し

第19回公判 2018年7月2日 川嶋みどり看護師 証人尋問

傍聴者の感想

看護実践に基づき、論理的に科学的に説いてくれた

木嶋弁護士との長く息詰まる質問のやり取りの後、最後に藤井弁護士からかけられた「総括的意見を述べて下さい」という問いかけ。それに応える川嶋先生の凜とした言葉に胸が熱くなる想いでした。「何故、このような事が裁判となるのか。この事が『罪』というのであれば、日本中の看護師・介護者が罪を背負わなければならなくなる。そして、これからの特養のあり方も変わってしまう。これが『罪』という事になれば、これからの超高齢化社会の中で、全ての高齢者は『縛られ』『胃ろうをつくられてしまう』そんな社会となってしまいます。だからこそ、無罪となることを祈っている」

私達、現場で働く看護師・介護者全ての人達の想いを背負って代弁して下さった、そんな想いで、この言葉をかみしめました。

生活の場である「特養」と「病院」との明確な違い、人間にとっての「おやつ」の意味、特養における「おやつ」の持つ意味、おやつの形態について、K氏に摂食嚥下障害があったのか否か、配膳時における注意義務について等など、全てにおいて、これまでの川嶋先生自身の看護実践に基づく多くの研究実績の蓄積の中から、論理的に科学的に説いてくれました。山口さんが行った実践が根拠に基づいていることであり、また、施設の目指している介護実践もまた、しっかりと利用者1人ひとりと向き合い、観察の中から判断され生み出された実践であることが、膨大な介護記録の読み解きの中から証明されており、罪を負うべき事柄は何一つ無いことが科学的に立証されていました。胸がすく思いでした。

(山梨・看護師)

川嶋みどり看護師 証人尋問 傍聴者の感想

検察官に付け入る隙を与えない見事な証言だった

山口さんや介護士のケア状況、Kさんの嚥下に関する身体面・認知面の具体的状況について、様々な角度から事実を迫り、嚥下障害はなかったことを証言した。すなわち、入所時の事故までの記録類から入念に調べて「事実」を導き出した。つまつたとされたドーナツと同じものを実際に複数の看護のオーソリティ達に食べてもらって評価した。そして、著名な学者の論文を引いて「認知症≠嚥下障害根拠」「認知症の薬剤内服≠嚥下障害」「ゼリー≠嚥下リスクが低い」など、山口さんが無実であるという「事実」を裏付けた。

検察官側は、「Kさんには嚥下障害があり」「ドーナツは誤嚥しやすい」という「前提」についてのいくつかの質問をするが、川嶋先生は、「前提がちがう」ときっぱり否定。その結果、検察官は「仮に…」と事実とは全く関係ない仮定の質問までせざるを得ないほどに追い込まれた。そのような質問に対しても惑わされることなく「仮のことには答えられない」と、はっきりと答え、終始、堂々と持論を述べた。先生自身が「拍子抜けした」と言われるほどあっさりとした終わりの検察側の尋問は、検察官に付け入る隙を与えない見事な証言だったことの証なのだろうと思う。

(東京・看護師)

この裁判は、事件にしちやいけない不当な裁判

川嶋みどりさん（7/2 公判終了後の支援者集会にて）



何回か裁判の証言に立ったことありますが、今回くらい緊張した裁判はありませんでした。まず、鑑定書をばっちりしたものを書かなければいけないということで、おかげさまでたくさん勉強しました。いろんな仕事全部棚上げにして、出版社に謝って単行本2冊くらい来年度に延期してもらいました。でもそれだけ価値があったなと思います。

というのは、山口さんの無罪獲得というのは、絶対最後の目標だし、今日の公判の最後に言いましたけれど、この裁判自体が不当な裁判ですよ。事件にしちやいけない。裁いたりする事件じゃなかった。それを山口さん一人に押し付けて、彼女も業務上過失致死という恐ろしい罪名で、被告人にされちゃったわけですから。もし有罪判決が下ったとしたら、これは山口さんだけに下ったのではなくて、日本の看護師と介護士に対する有罪判決だと受け止めてもいいと最初から一貫して考えていました。

特養は、その人らしい生活をできるだけ維持して終の棲家として位置づけられます。普通の暮らしの中ってというのはリスクと裏表なんですよね。寒い日に散歩に行きたいって言っても、風邪ひくからダメって言うんじゃないで、あったかくして車いすを押して連れていくこともありますし、硬いせんべいが食べたいって言ったら入れ歯がなくても歯がなくても食べさせてあげたいし、普通に食事をしていてもむせたり咳き込んだりというのはしょっちゅうあるわけです。トイレに行っても血圧の高い人は寒いと血圧が上がっちゃったり、いきむだけで血圧が上がっちゃったりします。今回のこの裁判はすごく重要で、超高齢社会を迎えるとなったら、それにふさわしい社会にしていかなければいけないのに、裁判所が進んでそれを妨げることを絶対に許してはいけないと思いました。介護も看護も社会保障政策の一環としてあるわけなんですけども、その社会保障費が減らされてもどんどん軍事費が増えていくような、社会の動きがありますが、この裁判自体が社会保障費を下げるための陰謀かな、と思うくらい勘ぐっちゃうんですね。

この暑い中、大勢の方が継続して支援して下さること自体が、おそらくあずみの里にとっても山口さんにとっても力になっていると思います。本当に今日はたくさんの方が応援してくださって、傍聴してくださってありがとうございました。

第18回公判2018年6月25日 福村直毅医師(健和会病院)証人尋問

弁護団からの依頼により、本件ドーナツによってKさんに窒息が生じたかについて、鑑定書を作成。

傍聴者の感想

結論として、Kさんは窒息していない

- 1) 裁判の争点は①注意義務違反は認められるか ②おやつ形態確認義務違反は認められるか ③Kさんの異変は、ドーナツの摂食による「窒息」か。が争われており、本日の弁護側証人である、福村医師により、K利用者には、口の中に食物を詰め込んでしまう特性があったが、口の中に食物を詰め込んでも、鼻腔が通じていれば窒息することはない。咀嚼していないドーナツを咽頭に送り込む事はない。本件のドーナツは窒息を生じさせる物とはならないと証言され、③の争点については、「医学的因果関係の不存在」が明らかであると感じた。
- 2) 誤嚥と窒息の定義の違いについて、一般の人も含め、医療施設関係者でも正しく理解がされていない現実がある。福村医師によると、統計的に日本は、窒息死が他の国に比較し、圧倒的に多い現状にあるとの事。医療や介護の現場でも詰まったとか、窒息したと言っている現状もあり、正しく、判断していく事が大切である事を感じた。
- 3) 実際利用者のおやつとして提供された、ドーナツも支援者集会で配布され、軽く押すだけで、ポロポロになり、再度固まる事はないものであった。
- 4) 傍聴席に座る事ははじめての経験であった。緊張した空気感の中で、検察側と証人とのやり取りがすすんでいった。この緊張の中で証人に立った若い介護職や、被告として訴えられているY准看護師の事を考えると胸が痛んだ。「傍聴は無言の弁護人」「署名は法廷外の弁護人」と言われている。
- 5) この裁判は、介護の未来がかかっている。高齢者の尊厳を守られる介護を前進させるため、介護に携わる関係者が、委縮することなく、日々の介護が提供できるように、できる支援をしていきたいと感じた。

(東京・看護師)



第19回公判は約150人の支援者が集まりました(7月2日)



第18回公判終了後の支援者集会で報告する福村医師

(6月25日)

第17回公判2018年6月18日 山田好秋歯科医師 証人尋問

検察官からの依頼によって、Kさんの摂食嚥下障害の有無・程度、本件ドーナツの物性、窒息事故の危険性について、鑑定書を作成した歯科医師

傍聴者の感想

勝つまで諦めない！

今回は、(1) Kさんに摂食嚥下機能障害があったかどうか、(2) ドーナツは窒息事故を起こす食材かどうか、(3) Kさんがドーナツを食べて窒息事故を起こす危険の有無と程度などが鑑定され、すべてその事が該当するとの鑑定書に基づくやり取りでした。しかし、検察・弁護人からの質問に対してどちらも、鑑定書の内容とは異なり、はっきりと因果関係があるとは言えなかった、と私は思いました。特に、(1)の嚥下機能障害については、はっきりと狭義の嚥下障害は「ない」と言い切りました。中でも、ストローを使って味噌汁を飲んでむせた事があると、弁護人から伝えられると「ストローが使えたんですか？」と驚いていたのは印象的でした。これは、嚥下機能だけでなく、口の機能においても問題がないことを示しているため、重要な証言ではないかと思いました。ストローは、口腔周囲筋の調和が取れて、その筋力もないとうまく使えるものではありません。しかも、それでむせたと言うことは誤嚥した場合の気管における反射が正常に機能している事を示しているのです、いきなり窒息にはならないと言っているのと同じだと思いました。また、ドーナツの性状についての証言でも、結論から言うと、窒息を起こす食材かどうかはわからないと言われました。これら一連の証言を聞いていて、同じ歯科医師として、あの証言台で自分なら何と答えるだ



ろうか、と思いながら見ていましたが、概ね私が答えるであろう証言だったのではないかと思いました。ただ、山田歯科医師は鑑定書を作成しているので、そことの矛盾が出ない様にしないといけない辛さがあったかもしれません。しかし、歯科医師としての良心も現れていた証言だったと思いました。この裁判に「正義」があるとしたら、それは私たちの側である事が今回の公判で明らかになったのではないのでしょうか。「勝つまで諦めない!」、引き続きがんばりましょう！(全日本民医連 副会長・歯科部長 岩下 明夫)

必ず勝利しなければならない裁判であることを実感した



検察側の主張にも関わらず、「誤嚥」による事故は否定され、窒息については、可能性(危険)はあるが、今回の参考人は、それを「診断」する立場(資格)がないということがはっきりした。また、鑑定に使われた資料は、関係者の「窒息」という思い込みによって記載された「記録」に基づいて作製されていて、客観的に「窒息」を裏付けるものでないことがはっきりした。

医師の死亡診断書にも、「低酸素脳症」の記述はあるが窒息とは、なっていないことをみても、窒息が唯一の死亡原因とはならないことがはっきりしたと感じた。

現行制度の下で、このことが有罪になるなら、だれも業として介護を担おうとは思わない。深刻な影響を介護現場に与え、延いてはかつての産婦人科と同じように、介護を受ける場を奪うことになると思う。その意味でも必ず勝利しなければならない裁判であることを実感した。

幸いにも、検察側参考人に、(歯科)医療に携わるものの「良心」(分からないものは、断定しないこと)、が感じられたことは関係者としてほっとした。(全日本民医連 理事・歯科部 中田 幸雄)